

景観形成基準

対 象		商業業務ゾーン		住宅関連ゾーン		工業関連ゾーン	
		創意事項	重点配慮事項	創意事項	重点配慮事項	創意事項	重点配慮事項
1 敷 地	a 空地の 配置・ 意匠	●まちなみにゆとりとうるおいを創出する。	●人工水路、池等をできる限り設置し、親水性の高いまちづくりに努める。	●周辺の公園、緑地と一体となる工夫をする。		●まちなみにゆとりとうるおいを創出する。	●大阪臨海線、泉佐野田尻泉南線に面する建築物の壁面位置はできる限り隣地建築物と一致させ、統一感のあるまちなみの形成に努める。
	b 敷ぎわ の形 態・意 匠	●海への開放性・展望性を確保する。	●敷地の周囲には、門、塀、垣、さくを設けない。やむを得ず設ける場合は、高さを低くおさえる、緑化する等うるおいの創出に努める。		●敷地の周囲には、塀をできる限り設けない。やむを得ず設ける場合は、必要最小限にとどめ、次のようにする。  1 デザインした透視性のある材料  2 高さは2m以下  3 道路境界線から2m以上離して設置し、緑化に努める。		●敷地の周囲には、塀をできる限り設けない。門及びやむを得ず設ける塀は、必要最小限にとどめ、次のようにする。  1 デザインした透視性のある材料  2 高さは2m以下  3 道路境界線からできる限り離して設置し、緑化に努める。
	c 屋外付 帯施設		●駐車場は、配置、形態を配慮するとともに、植栽や工作物等により修景し、道路からの見え方に配慮する。				●駐車場は、配置、形態を配慮するとともに、植栽や工作物等により修景し、道路からの見え方に配慮する。
2 建 築 物	a 建築物 の形 態・意 匠	●表情豊かな外観を工夫し、中高層部では洗練されたまとまりを、低層部ではにぎわいを創出する。	●建築物の高さは、ゲートタワービルを中心としたまとまりやスカイラインの形成に努める。	●表情豊かな外観を工夫し、洗練されたまとまりを創出する。	●勾配屋根とする。但し、全体の調和を損なわないものはこの限りでない。	●表情豊かな外観を工夫し、洗練されたまとまりを創出する。	●大阪臨海線、泉佐野田尻泉南線に面する建築物の高さは、できる限り隣地建築物と一致させ、統一感のあるまちなみの形成に努める。
	b 低層部 の形 態・意 匠	●空、海及び高速道路からの眺望を意識する。	●人工地盤等に面する建築物の階は、ショールーム、店舗等外部に開かれた用途を配置するよう努める。			●隣接するゾーンの建築物の高層部からの眺望を意識する。	
	c バルコ ニー・屋 外階段 の意匠				●バルコニーは、繁雑に見えないよう物干し用金物等の取り付け位置を工夫する。		
	d 外壁の 材料・ 色彩		●高彩度色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。		●周辺と調和した落ち着いた色調とする。  ●高彩度色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。		●周辺と調和した落ち着いた色調とする。  ●高彩度色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。
3 付 帯 設 備	付帯設 備等		●囲いをつくり遮蔽に努める。  ●意匠の一部として建築物と一体的となるデザインを施す。	●囲いをつくり遮蔽に努める。  ●意匠の一部として建築物と一体的となるデザインを施す。		●囲いをつくり遮蔽に努める。  ●意匠の一部として建築物と一体的となるデザインを施す。	

景 観 形 成 基 準

対 象		商業業務ゾーン		住宅関連ゾーン		工業関連ゾーン	
		創意事項	重点配慮事項	創意事項	重点配慮事項	創意事項	重点配慮事項
4	緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>●低層部分の屋上等の緑化に努める。</li> <li>●アトリウム等の建築内部空間やバルコニー、壁面等の植栽に努める。</li> <li>●テーマ樹を選定する等区画毎にまとまりのある植栽に努める。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●低層部分の屋上やバルコニー、壁面等の植栽にできる限り植栽を施す。</li> <li>●道路に面する部分には、緑地帯の設置に努める。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路に面する部分には、緑地帯の設置に努める。</li> </ul>
5	広告物		<ul style="list-style-type: none"> <li>●広告物は、自己の社名、社章、事業所名及び登録商標とする。</li> <li>●建築物や周辺のまちなみと調和するよう色彩に配慮し、中高層部においては、蛍光塗料、点滅灯は使用しない。</li> <li>●文字、絵、形態等の意匠を工夫し周辺のまちなみと調和するよう努める。</li> <li>●屋上、屋根の上部等に広告物を設置しない。</li> <li>●壁面を利用した広告物等を設置する場合は、建築物の様式、デザインを損なわないよう工夫する。</li> <li>●中高層部では、突出広告は設置しない。</li> <li>●低層部において突出広告を掲出する場合は、美観上に配慮し同じ建物内でデザイン、取り付け高さ等を統一する。</li> <li>●地上広告は、自己の敷地外や人工地盤上の歩行者動線上に設置しない。また、1つの建物でできる限り集約する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則として1区画につき広告物は2基以下とする。</li> <li>●広告物は、自己の社名、社章、建物名及び登録商標とする。</li> <li>●建築物や周辺のまちなみと調和するよう色彩に配慮し、蛍光塗料、点滅灯は使用しない。</li> <li>●文字、絵、形態等の意匠を工夫し周辺のまちなみと調和するよう努める。</li> <li>●屋上、屋根の上部等に広告物を設置しない。</li> <li>●壁面を利用した広告物等を設置する場合は、建築物の様式、デザインと調和する位置に設置する。</li> <li>●壁面1面につき2以上設置しない。</li> <li>●壁面、屋上及び屋根に直接表示する表現を行わない。</li> <li>●突出広告は設置しない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則として1事業所につき広告物は2基以下とする。</li> <li>●広告物は、自己の社名、社章、建物名及び登録商標とする。</li> <li>●建築物や周辺のまちなみと調和するよう色彩に配慮し、蛍光塗料、点滅灯は使用しない。</li> <li>●文字、絵、形態等の意匠を工夫し周辺のまちなみと調和するよう努める。</li> <li>●屋上、屋根の上部等に広告物を設置しない。</li> <li>●壁面を利用した広告物等を設置する場合は、建築物の様式、デザインと調和する位置に設置する。</li> <li>●壁面1面につき2以上設置しない。</li> <li>●壁面、屋上及び屋根に直接表示する表現を行わない。</li> <li>●突出広告は設置しない。</li> </ul>
6	照明		<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物や歩行者空間のライトアップにより、夜景の演出に努める。</li> </ul>				